平成２５年（再イ）第１３号
大阪府大東市諸福６丁目６番18号
再生債務者　中山　晋哉
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月22日まで
平成25年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第４０号
大阪府箕面市白島２丁目20番24号
再生債務者　高松　征治
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月22日まで
平成25年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３４９号
札幌市東区中沼西１条１丁目５番25号
再生債務者　佐藤　公彦
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１９号
札幌市中央区南17条西８丁目２番38―２号
再生債務者　杉本　千乃
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２５号
大阪市平野区平野本町１丁目15番30―1103号
再生債務者　八藤　正男
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第６３号
大阪市天王寺区南河堀町９番48―215号
再生債務者　藤沢ちあき
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第３号
和歌山県紀の川市久留壁206番地５
再生債務者　谷口　茂喜
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月23日まで
平成25年４月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再イ）第１号
京都府舞鶴市字森1119番地
再生債務者　平井　慎一
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月27日まで
平成25年４月24日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２５年（再イ）第３号
三重県伊勢市二見町茶屋507番地１
再生債務者　若松かをる
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月16日まで
平成25年４月25日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２４年（再イ）第１８号
青森県十和田市西四番町７番59号
再生債務者　森　　晴樹
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月27日まで
平成25年４月25日
青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号
青森県つがる市柏広須藤枝61番地２
再生債務者　原田　信悦
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月23日から平成25年６月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第５号
鳥取県境港市夕日ケ丘２丁目195番地２
再生債務者　石田　克巳
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月30日から平成25年６月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再ロ）第５号
横浜市南区永楽町１丁目９番地１ランドステージ横濱関内1005号
再生債務者　天野　裕史
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月６日から平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０１０４号
埼玉県さいたま市南区辻４－５－８
再生債務者　宇津　春美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年５月９日まで
平成25年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第４号
和歌山市島橋東ノ丁１番26号
再生債務者　八幡　篤司
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年12月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年４月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付け共第36号）の一部を次のように変更する。
平成 25 年３月 29 日
林野庁共済組合代表者
林野庁長官　沼田　正俊

第20条第１項の表中「$\frac{43.60}{1,000}$」を「$\frac{49.60}{1,000}$」に、「$\frac{6.45}{1,000}$」を「$\frac{6.87}{1,000}$」に、「$\frac{87.20}{1,000}$」を「$\frac{99.20}{1,000}$」に、「$\frac{12.90}{1,000}$」を「$\frac{13.74}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{43.60}{1,000}$」を「$\frac{49.60}{1,000}$」に、「$\frac{6.45}{1,000}$」を「$\frac{6.87}{1,000}$」に改める。

別表中「熊本市」を「熊本市西区」に改める。

附　則

１　この変更は、平成25年４月１日から施行する。
２　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。